

国土交通省猪名川工事事務所に関する阪神高速道路対策川西連絡協議会等との経過

年度	締結回数	国土交通省協議回数	日付	団体名				協議項目	河川管理者の認識する主な協議内容	資料番号	
				国土交通省	阪神公団	川西市	川西連絡協				
昭和58まで	1	0						阪神高速道路大阪池田線延伸計画により、地域環境の悪化を懸念し、昭和55年川西市地域自治会を中心に協議会が結成。			
昭和59	2	1	S59.10.25	○	○	○	○	協議書	阪神高速道路池田線延伸工事及び猪名川河川改修事業に伴う環境保全問題並びに関係住民の生活再建問題について誠意をもって協議する旨の協定「四者協定」を締結。	資料1	
昭和60	1	1							主に阪神高速道路構造について協議（昭和63年阪神高速道路着工）		
昭和61	0	0									
昭和62	1	1									
昭和63	5	2									
平成1	1	1									
平成2	5	3	H2.10.30	○	○	○	○	確認書	〔阪神高速道路関係事項〕昭和59年協定を踏まえ、高架構造も検討することの確認書を交換。	資料2	
平成3	10	5									
平成4	6	5	H4.10.19	○	○	○	○	環境保全に関する協定書	昭和59年協定を踏まえ、地域の環境保全と良好な市街地の形成が万全を期すことを目的として協定を締結。	資料3	
			H4.10.19	○		○	○	環境保全に関する協定書についての覚書	平成4年10月19日付の協定に基づいて ①天王宮児童公園 ②加茂井水路の付替 ③網延橋下流付近の整備 ④川西市道の付替について、環境保全に配慮する事の覚書を交換。	資料4	
平成5	13	3									
平成6	17	6	H6.10.5	○	○	○	○	環境保全に関する協定書	平成4年10月19日付の協定を連協の解散後の地位継承について変更協定を締結	資料5	
			H7.3.31	○		○	○	河川改修の環境保全及び工事施工に関する確認書	平成4年10月19日付の工事施工に関する確認書を交換	資料6	
平成7	23	3							主に阪神高速道路高架下整備について協議		
平成8	40	6									
平成9	46	18									
平成10	26	12	H10.4.2						阪神高速道路供用開始		
			H10.10.21	○	○	○		協議書	猪名川の水辺空間と阪神高速の高架下との一体化整備を図るため一体化事業の実施及び維持管理について協定を三者で締結。	資料7	
			H11.2.5	○			○	議事	阪神高速道路対策川西連絡協議会から趣意書（猪名川再生計画）を渡され、図面化の要望を受ける。	資料8	
			H11.2.12	○		○	○	議事	猪名川再生計画について 阪神高速道路対策川西連絡協議会の趣意書（猪名川再生計画）に基づき図化した。 実現可能性については今後検討。	資料9	
			H11.2.12	○			○	所長文書	新池田井堰に関する取り組みについて	資料10	
平成11	37	19						確認書に残る2項目について			
平成12	35	10						河川管理者：H4.10.19覚書に残る①、③の項目について協議をする。			
平成13	10	8						阪神高速道路対策川西連絡協議会：猪名川再生計画の具体の実施を求めている。			
計	279	104	回								

協 定 書

川西市小戸、小花地区における阪神高速道路大阪池田線（延伸部）事業、篠名川改修事業及びこれに関連する事業に伴う環境保全問題並びに関係住民の生活再建問題について当事者は、以下の合意事項により、誠意をもって協議を行い、早期円満解決を図り当該事業の推進に向って努力することを確認し、ここに協定するものである。

第1条 この協定の当事者は、阪神高速道路公団、建設省近畿地方建設局篠名川工事事務所、川西市及び阪神高速道路対策川西連絡協議会の四者とする。

第2条 各事業主体は、事業を推進する上で関係住民の意思を無視することなく必要とする各工程毎に事前に協議を行うものとする。

第3条 協議のための会合は当事者のいずれかの要請により川西市を窓口として必要に応じて設定するものとし、関係事業主体の出席を求め併せて資料等を提出するものとする。

第4条 この協定に定めのない事項又は異議が生じた場合については、別途協議の上定めるものとする。

昭和59年10月25日

建設省近畿地方建設局

篠名川工事事務所長 横 田 稔



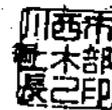
阪神高速道路公団

大阪第二建設部長 長 浜 元



川 西 市

土木部長 大 西 庄



阪神高速道路対策川西連絡協議会

会 長 菅 野



確 認 書

阪神高速道路大阪池田線（延伸部）の事業の推進に当たり、川西市内においては、阪神高速道路対策川西連絡協議会の主張は、「ふたかけ構造（もしくはそれに優る構造）の提示がないかぎり交渉のテーブルに着かない。」とのことでした。

ここに連協が、高架構造も検討する上で、より良い環境を作るための、高架構造をふまえた整備案の提示を公団から受けることにより、「四者協定」の基本理念に基づき、四者は交渉のテーブルに着くとともに、まず、用地の早期解決が第一であることを事業者が認識し、すみやかに誠心誠意交渉にあたり、長期化しないよう努めること、また、工事及び環境保全においても同協定第二条に基づき、合議の上進めることを確認します。

平成2年10月30日

阪神高速道路公団大阪第二建設部長

沖 野



建設省近畿地方建設局猪名川工事事務所長

石 川 和



川西市土木部長

森 澤 修



阪神高速道路対策川西連絡協議会長

管 野



環境保全に関する協定書

阪神高速道路公団（以下「甲」という。）、建設省近畿地方建設局猪名川工事事務所（以下「乙」という。）、川西市（以下「丙」という。）及び阪神高速道路対策川西連絡協議会（以下「丁」という。）の四者は、四者協定書（昭和59年10月25日付）の主旨により、地域の環境保全と良好な市街地の形成が万全を期して行われることを目的として、ここに環境保全に関する協定書（以下「協定書」という。）を締結する。

第一条 協定書

協定書は、四者が、相互の信頼関係に基づいて環境保全に関する基本的な事項を定めるものである。なお、細部については、本協定書締結後、第三条に定める環境部会で協議し、内容別、当事者別に確認書を取りかわし、逐一定めるものとする。

第二条 確認事項

確認書で確認する事項は次の内容のものとする。

(1) 甲、丙、丁での確認事項

① 高速道路の環境保全に関する事項

- イ 環境の事前調査の実施
- ロ 供用後の定点測定および臨時調査の実施
- ハ 常時観測所の設置
- ニ 環境保全委員会の設置

- ② 高速道路構造に関する事項
- ③ 高速道路の周辺整備に関する事項
- ④ 高速道路の工事施工に関する事項
- ⑤ 高速道路の損害賠償に関する事項

(2) 乙、丙、丁での確認事項

- ① 河川改修の環境保全に関する事項
- ② 河川改修の工事施工に関する事項

第三条 環境部会

四者は、環境保全問題を協議するため四者協定書（昭和59年10月25日付）の主旨に基づく環境部会を設置する。

その事務局は、川西市国県道推進部に置き、部会の開催は、その都度必要に応じ事務局が召集して開催される。

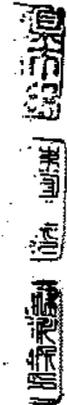
第四条 四者の責務

四者は、協定書を遵守し、これを誠実に実行する義務を負うとともに、それぞれが次のような責務を担うものとする。

(1) 甲の責務

甲は、高速道路建設が環境を破壊し住民生活を脅かすことのないよう、事前に万全の対策を講じるとともに、建設過程および供用開始後において不測の事態が生じた時は、速やかに有効な対策を講じるものとする。





(2) 乙の責務

乙は、猪名川改修事業の実施において、環境保全に努めるものとする。

(3) 丙の責務

丙は、行政の責務として、地域住民の利益を守る立場に立って当環境部会の円滑な運営に努めるとともに、甲及び乙が誠実に協定書と確認書を遵守するよう、誠意をもって調整にあたるものとする。

(4) 丁の責務

丁は、正当な理由なしに工事を引き延ばすことなく、工事の進捗に協力するものとする。

第五条 情報の公開と説明会の開催

甲、乙及び丙は、必要に応じて情報を公開し、併せて地元説明会を開催するなど、住民の理解と協力を求めるよう努めるものとする。

第六条 経過の尊重

四者は、これまでの「四者協定書」（昭和58年10月25日付）、「確認書」（平成2年10月30日付）の内容及び経過を遵守のうえ、今後の協議にあたるものとする。

第七条 その他

この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、四者は誠意をもって協議し、速やかに問題の解決を図るものとする。

本協定の証として、本書四通を作成し、各々記名押印の上、各自一通を保有する。

平成4年10月19日

甲 阪神高速道路公団大阪第二建設部長

沖野



乙 建設省近畿地方建設局猪名川工事事務所長

竹本佳



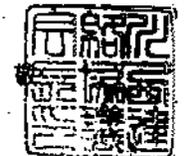
丙 川西市長

柴生



丁 阪神高速道路対策川西連絡協議会長

菅野



環境保全に関する協定書についての覚書

平成4年10月7日付、環境保全に関する協定書第2条(2)の確認事項について、建設省近畿地方建設局猪名川工事事務所(以下「甲」という)、川西市(以下「乙」という)及び阪神高速道路対策川西連絡協議会(以下「丙」という)は次のとおり覚書を交換し、今後確認書を締結するための協議を行うものとする。

1. 河川改修の環境保全に関する事項

- (1) 甲は河川区域内の事業にあたっては環境保全に配慮して実施する。
- (2) 河川改修に伴う次の項目については地域の環境保全がはかれるよう甲、乙及び関係機関で今後協議をはかる。
 - ① 天王宮児童公園
 - ② 加茂用水路の付替
 - ③ 網延橋下流付近の整備
 - ④ 市道の付替

2. 河川改修の工事施工に関する事項

甲は河川改修の工事施工にあたっては諸法規を遵守し、地域の環境保全に配慮する。

本覚書の証として、本書三通を作成し、各々記名押印の上、各自一通を保有する。

平成4年10月7日

甲 建設省近畿地方建設局猪名川工事事務所長

竹本 佳



乙 川 西 市 長

柴 生



丙 阪神高速道路対策川西連絡協議会長

菅 野



環境保全に関する変更協定書

阪神高速道路公団（以下「甲」という。）、建設省近畿地方建設局猪名川工事事務所（以下「乙」という。）、川西市（以下「丙」という。）及び阪神高速道路対策川西連絡協議会（以下「丁」という。）の四者は、環境保全に関する協定書（平成4年10月19日付）第7条 その他 に定める主旨により、ここに環境保全に関する変更協定書（以下「変更協定書」という。）を締結する。

第1条 丁の解散後における地位継承

丁の解散後においては、関連自治会長または住民代表が、各確認書（付帯文書含む）の当事者としての地位を全て環境保全委員会の中で継承するものとする。

本変更協定書の証として、本書四通を作成し、各々記名押印の上、各自一通を保有する。

平成6年10月5日

甲 阪神高速道路公団大阪第二建設部長

石岡 康



乙 建設省近畿地方建設局猪名川工事事務所長

宗近 隆



丙 川西市長

柴 生



丁 阪神高速道路対策川西連絡協議会長

菅 野



河川改修の環境保全及び工事施工に関する確認書

建設省近畿地方建設局猪名川工事事務所（以下「甲」という。）と川西市（以下「乙」という。）、及び阪神高速道路対策川西連絡協議会（以下「丙」という。）とは平成4年10月19日付、「環境保全に関する協定書」第2条（2）の確認事項による「環境保全に関する協定書についての覚書」に基づいて、次のとおり確認書を締結する。

1. 河川改修の環境保全について

当該確認書は、川西市小花～小戸地先の範囲を対象とする。

- 1) 甲は、川側の護岸整備等に当たっては河川の改修計画を基本にしながら、
多自然型護岸等、環境面に配慮した工法を取り入れ、水棲動植物が生息出来る
ようにする。
- 2) 甲は、河川区域内の環境整備に際し、附近住民の要望も加味した内容で、
乙と十分調整を図りながら整備を進めるものとする。
- 3) 甲は、民地側に設ける護岸について、威圧感や違和感のないよう配慮に努
めるものとする。また、植栽や花壇については、維持管理方法等を協議のうえ、
設置する方向で検討するものとする。
- 4) 甲は、住民が河川により親しめるよう堤防等に階段や通路を設けるものと
する。

なお、その位置、大きさについては附近住民の要望を配慮したものとする。

2. 市道の整備について

- 1) 乙は、現在工事中の市道15号の付替え拡幅工事とは別に、都市計画道路
豊川橋山手線以南延長約150mの区間については都市計画道路豊川橋山手線
事業実施に合わせて整備に努める。

2) 上記工事が完了するまでの暫定措置として、甲は、河川改修に伴う用地買収を鋭意進め買収が完了した場合には、下記条件が整えば可能な限り、乙は河川敷を仮設道路として一時的に使用し、現道と合わせた2ルート的一方通行道路とする。

3) 用地買収が遅れ、阪神高速道路の供用が先行し、当該市道の交通量が、従前より相当量上回る場合には、次のように対応するものとする。

- ① 交通量調査については、阪神高速道路公団と調整のうえ環境調査計画書により実施する。
- ② 地元並びに関係機関と協議のうえ、交通規制等の対策を講ずるものとする。あわせて、現在の市道に通過車両が増加し、高速道路の迂回路とならないよう、案内板の設置を行うものとする。

記

- ① 河川改修の特殊堤の工事が完了していること。
- ② 仮設道路のルートとして天王宮公園移設敷地を通るため、公園の移設工事及び供用は遅れ、使用できないことから地元の協力が必要。
- ③ 仮設道路として供用するうえで、池田市と調整し協力を得ること。
- ④ 道路管理者との協議を行い、市道認定をすること。
- ⑤ 仮設道路について、地元の協力が得られること。
- ⑥ 仮設道路の設置並びに通行形態、交差点処理について、公安委員会と協議し了解が得られること。

また、高速道路供用後、環境悪化があれば地元と協議を行う。

3. 加茂水路敷の整備について

乙は、計画外の埋設化について、関係水利権者と協議を行うものとする。

4. 天王宮児童公園について

1) 乙は、現在の天王宮児童公園は当該周辺地域に於いては、貴重な公園である事を考慮して、河川改修工事後は縮小されてもこれを残すべく甲と十分協議を行うものとする。

2) 公園整備の内容については、甲、乙、丙で協議するものとする。

5. 絹延橋下流（竹藪、水門附近）の整備について

当該地区は河川区域であるため甲が整備するものとする。

6. 阪神高速道路公団との調整

甲及び乙は、高速道路による工事と当該工事とが相俟つる場合については、丙の要望・主旨を踏まえた上で、誠意をもって公団と調整する。

7. 河川改修の工事施工について

1) 年度内工事予定の説明

甲は、年度当初の出来るだけ早い時期に当該年度の工事施工予定について下記事項を乙及び丙に説明するものとする。なお、大幅な変更が生じた場合においても同様とする。

①工事施工区域

②工事予定時期

③標準構造 他

2) 工事の実施

① 甲は、工事の実施に当たり安全対策及び交通対策並びに工事公害について関係法令を厳守するものとする。

② 甲は、工事の実施に際して出来る限り騒音及び振動の少ない工法を採用し、騒音規制法に定められた「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」を厳守し、施工する。

3) 家屋等の損傷

甲は、工事施工に伴い影響を及ぼすと思われる家屋等について、工事着手前に事前調査及び工事完了後に事後調査を行い、明らかに河川工事に起因すると考えられる家屋等の損傷が判明した場合は、甲は誠意をもって賠償するものとする。

4) 工事の安全対策について

①甲は、工事関係車両の出入口及びその他の必要な箇所に保安要員を配置し、工事の安全対策に努めるものとする。

②甲は、工事期間中の工事の安全対策について、乙及び警察との連絡を密にするとともに、歩行者や車の安全確保に努めるものとする。

5) 工事の作業時間帯

作業時間は、午前8時から午後6時までとし、日曜及び祝祭日並びに第二土曜日には行わないものとする。ただし、警察の制約条件またはやむを得ない条件のために作業時間の延長及び夜間作業等が必要となった場合は、事前に協議するとともに看板またはチラシ等で周知徹底を図るものとする。

6) 清掃

甲は、作業に伴い工事区域内及び周辺において、砂埃等で汚染しないよう清掃等を行うものとする。

7) 風紀規律

作業員の風紀及び作業場の環境整備については、地域住民に迷惑を及ぼさないよう、甲はその責任において監督を十分行うものとする。

8) 苦情処理

甲は、建設工事に関して乙及び丙より苦情等の申し出があった場合は、直ちに状況を把握のうえ、誠意をもって協議し、適切な措置をとるものとする。

9) 工事説明会の開催

甲は、乙及び丙に対して工事説明会を開催し、住民の理解と協力を得るものとする。

10) 工事の窓口

甲及び乙は、工事期間中において誠意をもって対応するものとし、その窓口は次のとおりとする。

甲：池田市上池田2丁目2-39

建設省 近畿地方建設局 猪名川工事事務所

TEL. (0727) 51-1111

乙：川西市中央町12-1

川西市 国県道推進部 高速道路室

TEL. (0727) 40-1192 (直通)

なお、甲及び乙の担当者については別途丙に通知するものとする。

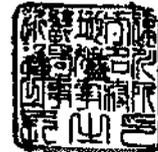
11) その他

本確認書で定めのない事項については甲及び乙並びに丙が協議するものとする。

平成7年3月3日 印

甲：建設省近畿地方建設局猪名川工事事務所長

宗 近



乙：川西市 市長

柴 生



丙：阪神高速道路対策川西連絡協議会長

菅 野



協 定 書

一級河川猪名川の水辺空間と、兵庫県道高速大阪池田線（延伸部）の高架下との一体化整備を図るため、一体化整備事業の実施及び維持管理について、建設省近畿地方建設局猪名川工事事務所長 村尾 弘（以下「甲」という。）と阪神高速道路公団理事長 松野 一博（以下「乙」という。）及び川西市長 柴生 進（以下「丙」という。）は、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 本協定は、兵庫県川西市小戸地先から下加茂地先に至る、猪名川右岸側の水辺空間整備と、阪神高速道路建設に伴う高架下整備の事業実施等について、基本的事項を定め、もって円滑な事業等の遂行を図ることを目的とする。

（事業実施等の調整及び相互協力）

第2条 事業実施等に際しては、甲・乙・丙十分協議のうえ実施するものとし、前条の目的を達成するために、相互に協力するものとする。

（協定の範囲）

第3条 本協定の適用範囲ならびに事業内容は、「整備事業計画図（別図）」のとおりとする。

（整備事業の実施分担）

第4条 整備事業の実施分担は、別表のとおりとする。

2. 乙及び丙は、別表のうち双方に責のある整備事業の負担割合等について、別途協議して定めるものとする。

（維持管理の実施分担）

第5条 維持管理の実施分担は、別表のとおりとする。

2. 維持管理の詳細については、別途協議して定めるものとする。

（設計及び積算基準等）

第6条 整備事業に係る施設の設計及び積算並びに施工は、第4条に定める整備事業者の基準により行うものとする。

（引き渡し）

第7条 甲及び乙は、第4条及び第5条の規程により、甲及び乙の行う整備事業のうち、丙の維持管理となる事業について、甲及び乙の施工する工事が完了した時は、「完了調書」を丙に提出し、すみやかに丙に引き渡すものとする。

(占有許可申請等)

第8条 丙は、丙が維持管理する施設について、前条の引き渡しが完了するまでに河川法及び道路法等関係法令の規定に基づき、甲及び乙にそれぞれ占有許可申請を行い、甲及び乙の許可を受けるものとする。

(整備事業の完成目途)

第9条 整備事業の計画は、甲の行う河川事業の一部を除き、平成10年度末を完成の目途とする。

(協定の効力)

第10条 本協定の効力は、協定締結の日から第7条の規程による引き渡し完了の日までとする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度甲・乙・丙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この協定書3通を作成し、甲・乙・丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成10年10月21日

甲 建設省近畿地方建設局
猪名川工事事務所長
村尾

弘



乙 阪神高速道路公団理事長
松野一

博



丙 川西市市長
柴生

海



趣 意 書

1. 計画名 猪名川再生計画 (subtitle 川西の嵐山計画)
2. 全文
3. コンセプト 全国一の川西
 1. 猪名川に昔の(真の)自然を戻す
 2. 市民の安らぎと猪名川 Summit of「川西」
 3. 地域の活性化
4. 運動母体 「街づくり協議会」の設立(推進母体→連協)
5. 計画対象地帯 出在家～下加茂、南部で人家密集地、親水性のある地域
6. 街づくり協議会の当事者

住民側	推進母体(連協) + 23自治会 + 賛同団体
行政側	川西市 地建

Adviser など専門家
7. 街づくり協議会の位置づけと当事者の役割 住民の街づくりを行政が支援する。

住 民→地元の意見をまとめvolunteerとして街づくりに積極的に参加する。

川西市→市の環境保護、街づくりの背作に組み入れ、助成制度を創設する。

(金より姿勢が大切)

地 建→「治水」「^利刺水」以外に環境重視の視点を加え、中長期事業計画に組み込む
8. 基本(たたき台)計画案の概要
 - ◎ 大原則→出在家～下加茂間の水深を1.2M-1.5Mに保つ。部分的浅瀬部ある事はOK
 - 環境面→1. 芦、葦を植え、又は部分的に芦葦の林を作り、鳥類やトンボを呼び戻す
魚巢も出来る。(自然に)
 - 憩い安らぎ 2. 河川敷の緑化、美化→周辺に草花植え、ゴミ絶滅、防犯地域にする。
 3. 錦鯉の遊泳する川
 - 遊 び
 4. ポート遊び
 5. 釣 場
 6. 手こぎ渡し船(ロープ引き渡し船)
 7. せせらぎ、渡り飛び石(川西側→池田側)
 8. 丸太橋(最明寺川の橋)

【池田井堰撤去について】

1. 日 時 平成11年 2月12日 (木)
18:30~21:30
2. 場 所 菅野宅
3. 出席者 連絡協議会 菅野会長 三原事務局長
猪名川工事事務所 村尾所長 小田副所長
川西市 坂上室長 溝口課長
4. 報告事項

猪名川工事事務所長

- ① 池田井堰撤去工事については、認識の違いで着工したことについて、貴会の指摘を真摯に受け止めている。今後はこの様なことの無いようにしたい。
- ② 別紙図面の「猪名川再生計画（川西の嵐山計画）阪神高速道路対策川西連絡協議会案（平成11年2月）」を猪名川工事事務所で図化しました。これは、別紙連協さんが作製した、「猪名川再生計画（川西の嵐山計画）」の趣意書をもとに作成した図面です。図化することにより認識をお互い理解することが第一と考えた。今後この図面を参考に関係機関と協議のうえ進めていきたい。ただし、予算の問題・管理面の問題等で期間もかかるし、流域住民の問題もあるので十分協議のうえ進めていきたい。
- ③ 池田井堰を通年起立することについては、別紙文書を作成しました。内容が良ければ2月15日（月）に印を付けて提出いたします。いずれにしても通年起立は岡市民の盛り上がりが必要な位置づけとなるので問題がクリアすれば事務所は努力します。

川西市課長

川西市のスタンスは、平成5年3月に猪名川水辺空間・高架下整備事業の計画書が作成されたときから猪名川を活用することを進めているので、連協さんの案は良いことだと思っているし、川西市としては協力していきたい。ただし、市の財政が苦しいのでお金を出すことができないため、建設省にしていきたい。ただ、川西市が管理することになるものは維持費を出し管理をしていきたい

連絡協議会

所長の話は前向きで、初めて猪名川の計画を示してくれたことはありがたい。ただ、前のリバフロでも地震で計画が後退した。今回は建設省と川西市、連協で協定を行い、工事を担保したい。

猪名川工事事務所長及び川西市課長

協定は出来ない。計画決定等、施工年次が決定していないし、年数も不明で予算も確保されていない状況では行政の手続き上調印することは無理である。その代わりとして、別紙文書（所長文書）の下から6行目からの2行にその主旨を書いた。

連絡協議会

猪名川を水上公園としたいし、この計画を担保するためにも一筆欲しい。また、建設省が書いた図面は局まで理解されているのか。

猪名川工事事務所長

この図面は、連協さんの考え方を事務所で図化したもので、期間もなかったので局には一切説明していない。今後この図面を元に、地元の盛り上がりと関係機関と協議のうえ前向きに進めていくよう努力していきたい。

川西市課長

今回の図面を基本として、阿市民の盛り上がりや予算の確保をして、関係機関と協議のうえ事務所が実施することになる。内容についても今回の計画をベースとして、次世代にゆだねてはどうか、いずれにしてもその時代々々に応じた利用計画にしてはどうか。

連絡協議会

猪名川の所長も川西市の担当者もいずれ代わる。その時、この話が知らないと言って逃げられては困る。所長文書にその主旨を入れて欲しい。

川西市課長

今日の内容は議事録として残すので、いつでも公開の対象となるので主張することができます。

猪名川工事事務所長

別紙所長文書の下から6行目の「猪名川の整備は、皆様方の貴重なご意見ご要望をお聞き……」に「このたび」を挿入したい。例えば「猪名川の整備は、このたびの皆様方の貴重なご意見ご要望をお聞き……」これで了解していただきたい。

連絡協議会

川西市の議事録を連協にいただくことと、所長文書に「このたび」の字を挿入することを了解する。

川西市課長

決裁が済みしだい、議事録を連協にお渡しします。

猪名川工事事務所長

連協案の図面は今日お渡しします。また、所長文書は2月15日(月)に修正のうえ押印し提出しますので、来週の15日(月)から池田井堰の撤去を再開したい。

連絡協議会

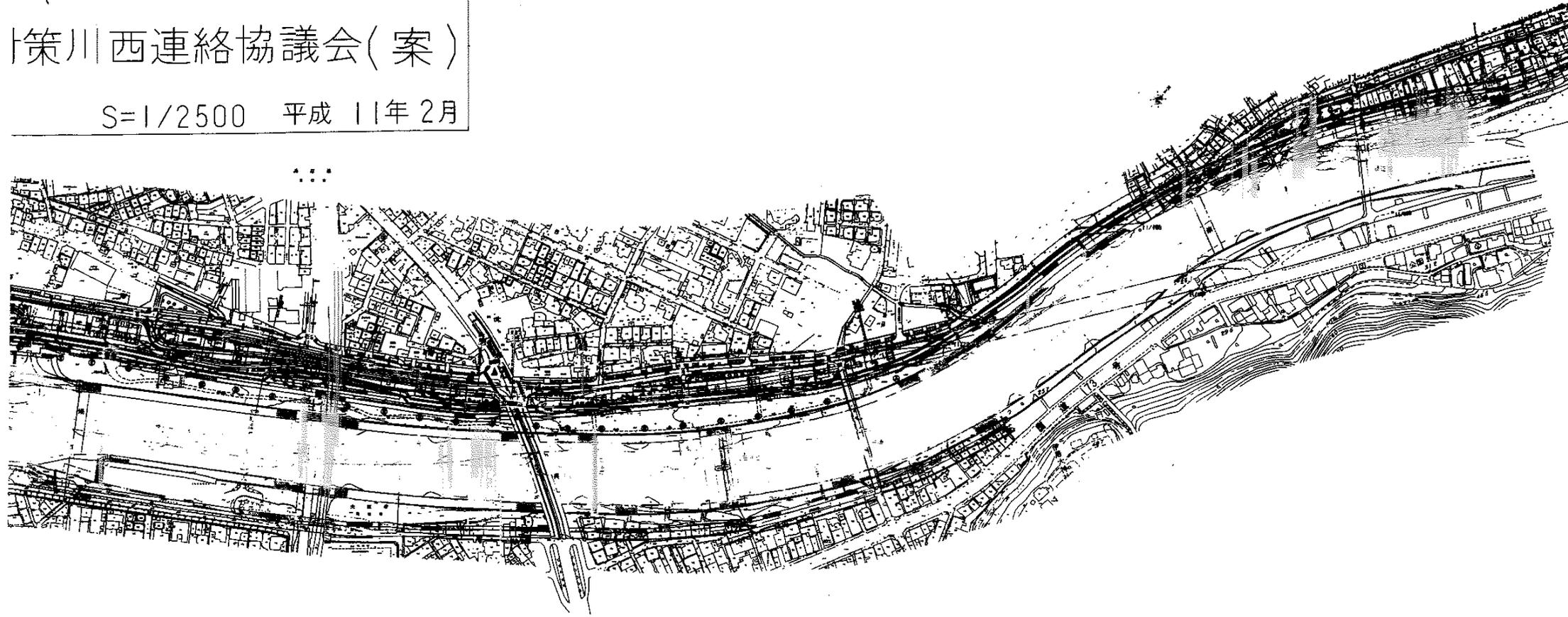
我々も施工業者の生活を奪う工事中止は望んでいない。中止期間中の対応も事務所で考えていただきたい。また、工事についても15日(月)から着手していただいても結構です。

— 三者合意のうえ協議を終了する。以上。 —

i (川西の嵐山計画)

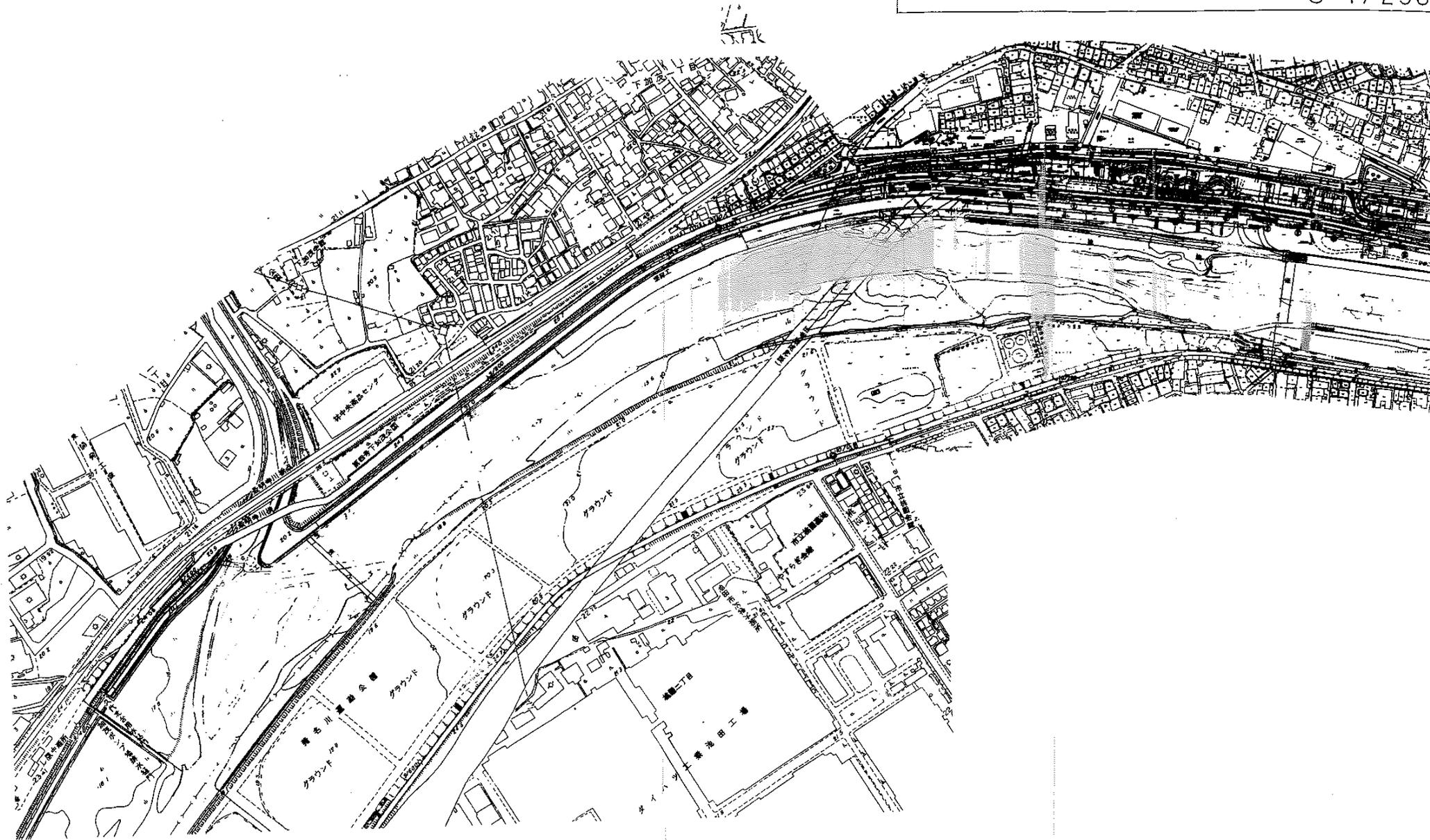
策川西連絡協議会(案)

S=1/2500 平成 11年 2月



猪名川再生計画（川西の嵐
阪神高速道路対策川西連絡

S=1/250



阪神高速道路対策川西連絡協議会
会長 菅野 敬 様

連協の皆様には、日頃より当事務所の事業執行につきましては、格段のご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

皆様方との対応につきましては、

昭和59年10月25日の「協定書」

平成2年10月30日の「確認書」

平成4年10月19日の「環境保全に関する協定書」及び「同覚書」

平成7年3月31日の「河川改修の環境保全及び工事施工に関する確認書」

の趣旨を踏まえまして、誠実に対応していくべく、私を始め職員には常に心し指導しているところであります。

この度の池田旧井堰撤去工事は、洪水より住民の生命財産を守る重要な工事を発注したところでありますが、このことに関連し、貴会より、上流部の水位が新井堰よりの取水期間以外は水面が下がることとなり、環境保全が出来ないのではとのご指摘が御座いました。

私どもといたしましては、ゴム堰上流は他河川の事例も承知しており、少しでも水面・水深を確保できるよう堰の撤去範囲、掘削方法の検討を行ったところであります。

しかし、貴会より環境保全の対応として、新井堰を通年起立しておくご要望が御座いました。

ご要望の件は、現行の操作規則の変更を伴うため、流域の方々特に川西市民、池田市民の皆さんのご意見ご要望が今後どのように展開されるのか、また井堰の管理者のご意見等いろいろと伺って整理され、当事務所としてもそれらを踏まえ、環境面、安全面等々を考慮して結論が出たときには、貴会よりのご意見を反映させるべく努力致します。

いずれにいたしましても、猪名川の整備は、この度の皆様方の貴重なご意見ご要望をお聞きし「すてきな猪名川」となるよう今後とも努力していきたいと考えております。

なにとぞ、皆様方のご理解とご協力を頂きますよう、宜しくお願いいたします。

平成11年2月12日

建設省猪名川工事事務所
所長 村尾 弘